

## 東京都依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定要綱

令和3年1月15日

2福保障精第1184号

(一部改正) 令和5年4月24日

5福保障精第101号

### (目的)

第1条 この要綱は、「依存症対策地域支援事業の実施について」(平成29年6月13日付障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策地域支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下これらを総括して「国要綱等」という。)に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症(以下「依存症」という。)患者などが適切な医療を受けられるようにするため、東京都(以下「都」という。)における依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)及び依存症治療拠点機関(以下「治療拠点機関」という。)の選定について、必要な事項を定めるものである。

### (実施主体)

第2条 専門医療機関の選定は、東京都知事(以下「知事」という。)がこれを行い、都内に所在地を有する保険医療機関について実施する。

2 治療拠点機関の選定は、知事がこれを行い、前項により選定された専門医療機関のうちから実施する。

### (申請手続)

第3条 専門医療機関又は治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書(別記第1号様式)及び添付書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。

2 前項の申請書類は、東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課において受付を行う。

### (選定の要件)

第4条 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」(以下「選定基準」という。)のとおりとする。

2 国が専門医療機関及び治療拠点機関の選定基準を改正した場合には、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。

3 前項の結果、改正後の選定基準を満たさない保険医療機関は、第12条に定める選定の解除の処理を行わなければならない。

(審査)

第5条 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、前条第1項及び第2項の選定基準を満たしている場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。

2 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合は、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。

3 知事は、第1項の審査において必要がある場合は、追加の添付書類の提出を求めることができる。

4 知事は、第1項の審査において必要がある場合は、申請した保険医療機関において実地審査をすることができる。

(選定の通知)

第6条 知事は、保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書（別記第2号様式）により選定したことを通知する。

(選定基準に係る内容の変更)

第7条 専門医療機関又は治療拠点機関は、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届出書（別記第3号様式）により知事に届け出なければならない。

(公表)

第8条 知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、都のホームページ上に掲載することによって公表する。

(専門医療機関及び治療拠点機関の役割)

第9条 専門医療機関及び治療拠点機関は、第4条第1項及び第2項の選定基準を満たすほか、都が実施する依存症関連事業（普及啓発等）に必要な協力を行うこと。

(定期の報告等)

第10条 専門医療機関又は治療拠点機関は、当該年度の属する4月1日から3月31日までの活動実績等を、指定された期日までに、依存症専門医療機関定期報告書（別記第4号様式）及び依存症治療拠点機関定期報告書（別記第5号様式）により、知事宛てに報告するものとする。

2 専門医療機関又は治療拠点機関は、前項とは別に、国又は依存症対策全国拠点機関（以下「全国拠点機関」という。）及び都から求めがあった場合には、必要事項を報告しな

なければならない。

(選定要件の確認)

第11条 知事は、選定された専門医療機関及び治療拠点機関が第4条第1項及び第2項の選定基準を満たしているか否かについて、適時、確認をすることができる。

(選定の解除)

第12条 第4条第1項及び第2項の選定基準を満たさなくなった保険医療機関は、知事に対して速やかに辞退届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の辞退届出書を受理したときは、辞退届出書の内容を審査の上、速やかに選定解除通知書（別記第7号様式）を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、辞退届出書の提出がない保険医療機関に関し、前条に基づく確認により、第4条第1項及び第2項の選定基準を満たしていないことが判明した場合は、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。

4 前項の規定に基づき、職権によって選定の解除を行った場合は、その旨を選定解除通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(広告)

第13条 専門医療機関及び治療拠点機関は、専門医療機関又は治療拠点機関であることを広告することができる。

2 広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症を明示するものとする。

(秘密の保持)

第14条 専門医療機関及び治療拠点機関は、依存症者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、都及び専門医療機関又は治療拠点機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。